

企業者の技術水準維持義務

高田, 源清
九州大学法学部教授

<https://doi.org/10.15017/1390>

出版情報 : 法政研究. 27 (2/4), pp.73-84, 1961-03-25. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

企業者の技術水準維持義務

高 田 源 清

一 は し が き

新しい技術革命の時代にある。そしてその進歩の速度は極めて早い。その発明の産業利用も迅速である。蒸気機関が発明されて、蒸気機関車として実用化するまでに約百年を要した。電気が発明されて、その実用化まで五十年であった。内燃機関の発明から実用化まで約三十年かかった。そして真空管が発明されて、それがラヂオその他に実用化されるまで約十五年を要したのに、最近の太陽電池の発明から、その実用化に僅かに一カ年を要したに過ぎない。

わが国の産業技術は、今次大戦の終戦当時において、平均十五年、中には二十年の遅れがあったと称されたが、その技術の遅れを、急速に埋めるために、諸外国の特許、又はその特許付きの機械を輸入することに努力した結果、著しい技術の向上を示し、遂に昨年などは世界の脅畏となった経済成長率を見せるに至った。しかし外国からの輸入発明に依存していたのでは、いつまでも世界のトップレベルには立てず、永久にその二流を歩かなくてはならぬ。ただし諸外国は、常に必ずしも、その最新鋭のものを輸出しないし、又それを為さないことは、苛烈な国際経済競争のもとにある限り当然のことだからである。

そこで政府でも、この点に着目して、科学技術の奨励のために、国立の研究所を次から次へと創設し、^(一)他方急速且つ専門的に、その強力な技術行政を遂行さすために、三一年に「科学技術庁」を創設してこれに当ることになり、^(二)他

面遅れ馳せではあるが、理科系学生の急速且つ大量的な養成に着手したのである。^(三)

(一) 現に国立の工業技術の研究所として、工業技術院の傘下に十一の国立研究所がある。更に運輸省関係一、郵政省関係一、科学技術庁関係二、別に原子力研究所と理科学研究所という特殊法人が存する。

(二) 科学技術庁は、三一年三月三十一日法律四九号「科学技術庁設置法」により、同年五月創設され、「科学技術の振興を図り、国民経済の発展に寄与するため、科学技術に関する行政を総合的に推進することを、その主たる任務とし」(同法三条)、三一年五月一八日政令一四二号の同庁組織令で、長官官房に総務課、会計課。企画調整局に企画課、調整課、業務課。原子力局に政策課、原子力調査課、管理課、助成課、アイソープ課。資源局に計画課、資源統計課。調査普及局に調査普及課、発明奨励課をおいている。そして各局に科学調査官をおき、又顧問、参与の制度があり、別に科学技術会議(三四年法四号同会議設置法)が設けられている。更に、従来の特許局を三〇年に特許庁に昇格させて、発明の登録、実用新案、商標、意匠などの登録の業務を掌轄せしめている。

(三) 理科系学生の大量養成のため、先ず国立の大学の理科学学部を増設、定員増加などの措置を三二年度から急速に進めつつある。

しかし真の実力ある技術の向上は、こうした官製のものではなく、民間人の、そして無数の民間企業の真剣な自己努力に依らなければ、到底達成できるものではない。この意味では、わが国の民間企業は、自ら技術者の育成に、そして研究発明家をはぐくむ努力に乏しく、徒らに国家援助、国家養成に依存し過ぎている態度は、全く不心得と断ぜざるを得ないものがある。極く最近は、僅かの企業体で、このことを痛感し、その技術研究陣の強化に力を注ぎ、その結果として、世界の産業界をリードする発明を出し初めていることは喜ばしいが、未だ多くの、しかもわが国の代表的企業が、外国の有名会社と技術提携をしていることを誇らしげに広告し、宣伝している実情、そしてそうした

会社の製品又は輸入品を愛用する氣風が、国民一般に強い事實は猛省の要がある。メーカーは、国産技術を誇りとし、国民また国産技術の所産に、自信と愛情を持つ時期の到来の、一日も早からんことを期したいものである。

しかし、このことは言うは安く、行ふはなかなかである。そのためには、国家公共団体と共に、企業体も、一体となつて緊密なチームワークを組んで、研究發明にもっと惜しみ無しの投資を敢行すべきである。科学技術庁の調査では、一九五六年には、米國は三兆二千四百億圓（國民所得の二・六％）を、ソ連は一兆二千四百億圓（國民所得の二・五％）、英國は三千二百億圓（國民所得の二％）、西獨は一九五四年度に一千一百億圓（國民所得の一％）を技術調査研究費に注ぎ込んでいるに對して、わが日本は一九五六年度で、四百七十五億圓（國民所得の僅かに〇・七％）を使用しているに過ぎないことである。このようなことでは、木によって魚を求むるの類と称さざるを得ない。民間企業に、その収益の一定パーセントを、その技術研究費に注ぐことを、各産業別の特別法で規制する位の英斷が望まれるところである。それと共に、發明家の養成と、その研究援助に抜本的対策を講ずべきで、現在の如く、折角の發明の大部分が、産業応用のための実験もされず、安直に且つ確実にとつて、外國パテントの輸入のみを許容している態度は、一刻も早く矯正すべき点である。^(四)

(四) この日本の發明特許の不利の実情については、拙稿「特許法と技術進歩」企業會計一二卷七号二五二頁、「理外法」第九講参照。

しかし、一國の産業技術の向上の問題は、發明特許というようなトップレベルの問題のみではなく、もっと低級の「實用新案」の奨励も不可欠であり、^(五)更に一般技術者、そして労働者一般の技術レベルの向上を、一緒に図るの^(五)なければ、本物ではない。そのため遅れ馳せながら、三二年に「技術士」の制度を創設し、更に終戦後著しく各方面に亘る技術免許制度も施かされているが、これらの中には、その分野の技術の向上と危険防止その他を目的としてうたつ

ているにも拘らず、徒らに既存の技術従事者にギルド的特権を与えて、却って広汎な技術向上を停滞させる嫌いのあるものも少くない事実を指摘して、反省を促したいところである。^(六)

(五) 三四年制定の「実用新案法」では、その保護の対象としての「考案」は、新特許法の「発明」と同じく、「自然法則を利用した技術的思想の創作」なのであって、その高度のものが、「発明」であり、それは特許法で、特許権として保護され、そうでないものが、この実用新案法で、「実用新案権」として保護されるものとなった。

(六) この技術免許制度の批判は、拙稿「技術統制の法的特質」経済法二号一六頁以下、「技術に対する法的統制」法政研究二五卷二―四合併号一一八頁以下、「技術免許の氾らん」企業会計一二巻一号(三五年一月号)一七六頁参照。

しかし、わが国も、実はその産業技術の向上と改善のための法的努力は、前記の如く、今次大戦後に初めて行い初めたものではなく、実は明治中期から種々の形で行ってきたところである。本稿では、主としてわが国について、明治期以後、法規整の面に現われた努力の跡を吟味検討し、当面の事態に対し、いかに処すべきかを考えたいのであるが、その努力の最近の法形式として注目すべき、技術水準の維持義務の明定に至る過程を中心に吟味することとする。

二 粗悪品追放の努力

わが国における生産技術の規制は、先ず粗悪品の追放の努力として現われたと言えよう。

すなわち慶応四年に、従来の営業活動の制肘となっていた株仲間の制度の廃止が行われ^(一)、次いで明治四年及び五年に亘って士農工商の職業世襲制の廃棄が敢行され、工業生産は自由になり、勝手次第の生産活動によって、永年の伝統を持つ製品に粗悪品が濫造されるに至ったので、従来の伝統を守って来た人々によって、同業組合

が結成され、その製品の信用と伝統を維持する自肅機構とした。それが明治一〇年前後から任意団体として結成されていたので、これを法規整しようとして、一七年に「同業組合準則」(同年一月、農商務省達三七号)を制定したことに初まる。しかし、この同業組合では、まだ製品の検査までを行うものではなかった。

ところが、わが国の開国、そして外国船の渡来が頻繁となり、貿易も活潑となるに及ぶと、わが国の産物を珍らしいとして、輸出ブームを招来したが、この状勢に乗って、不正又は粗悪商品を輸出するものが現われ、国際信用を著しく落すものも少くない事情に対処するため、政府は明治三〇年に「重要輸出品同業組合法」(同年四月、法四七号)を制定して法的根拠による輸出品からの粗悪品追放の措置に出たわけである。

しかし、粗悪品の製造販売の許すべきでないことは、単に輸出品だけではなく、国内に販売される製品についても同様でなければならぬとして、この強制検査の制度を、輸出入、国内用を問わず、苛も重要物産と認められるものに拡大するための立法として、明治三三年に「重要物産同業組合法」(同年三月、法三五号)を制定して、前記法律に代位させたのである。すなわち本法四条は、業者の強制加入制度を確立し、一〇条ではその製品につき、同業組合による検査制度を定め、組合統制として、これを過怠金をもって、間接強制を行い得る権限を認めていたのである。

このようにして、輸出品の検査制度を、国内重要物産について拡大して、その粗悪品の製造防圧を行って来たが、その間、日露戦争があり、わが国の貿易の消長があったが、とりわけ第一次大戦中に、火事泥的に、世界市場にひろく進出したわが製品も、終戦、そして諸国の平和産業への復帰によって激しい競争を受け、除々に一旦獲得した市場を奪回され初めていた。ここにおいて、正面から品質による国際競争の必要性が強くなり、従来の如き同業組合による民間検査機構では、不十分として、政府自体が輸出品の取締に乗り出すこととなった。すなわち大正八年の輸出綿織物取締規則を初めとし、輸出獣毛製刷子取締規則(大正一〇年八月)、輸出タラバ蟹罐詰取締規則(同一年一月)、輸出柑橘

取締規則（同一年一月））、輸出生糸検査法（同一年三月））、輸出入造真珠取締規則（同一年九月））、輸出絹織物取締法（同二年三月））、輸出蟹かん詰取締規則（同八年六月））、輸出水産物取締法（同九年三月））、輸出毛織物取締法（同一年四月））、などの各個別的な取締法令の外に、一般的なものとして、昭和三年に重要輸出品取締規則を制定したが、それを一層強化したものが、昭和一年五月の「重要輸出品取締法」（法〇号）であった。

しかして、今次大戦の終了後においては、わが国の輸出入は凡て占領軍管理下におかれたが、やがてわが国民経済組織の維持には、どうしても輸出振興を不可避とし、更には外貨獲得に狂奔するのあまり、再び以前のような不正商品の輸出を行うようなことがあっては、重大な国際信用上の問題となることを考慮し、昭和二三年七月一二日法律一五三号をもって「輸出品取締法」を制定した。すなわち同法は「輸出貿易の健全な発達を期するため、輸出品の声価の向上及び品質の改善を図ることを目的とする」（同法一条）もので、そのため主務大臣は、品質の識別上必要あるものについて、輸出品の等級、標準及び条件などを表示する様式を定めるものとし（同法三条）、又その品質に関する最低標準、包装条件なども定め得るとしていた（同法四條）。そして、こうした品質などの指定商品については、この表示のないものの輸出を禁止し（同法六條）、その確保のための検査、報告徴収の権も定めるものであった（同法七條九條）。

ところが、同法では、その検査は、いわゆる自家検査を建前としていたところから、業者の中には、この信頼を裏切る者も現われたので、昭和三二年五月二日法律九七号「輸出検査法」で、同法を廃止代置し、強制検査を原則とするものに変更するに至っている。すなわち本法では、(一)政令で指定する貨物などは、政府機関又は指定検査機関の検査に合格しなければ輸出できないものとし（同法三条）、(二)特に必要ある品目については、輸出検査前に、その材料又は製造中の検査を行うこともできることとしたものである（同法四條）。しかし、なお検査の特例として自己表示制（自家検査）を存続せしめているのである（同法一〇條）。

しかし一般の国内品についての粗悪品の追放については、前記の重要物産同業組合法による同業組合の存続にも拘らず、初期の製品検査よりは、業者利益擁護のカルテル的存在と化して、その実を挙げないものとなった。又大正一四年に制定された「重要輸出品工業組合法」も、昭和六年の改正で、その名称も「工業組合法」となるに及んで、協同事業を主とするものとなり、その後八年、一二年、一四年の改正を経て、統制事業を主にするものと変質したのであるが、この時期の統制目的は、国防的生産を志向するためのもので、ここに言う粗悪品追放とは無縁のものであった。更には国家総動員法第一八条にもとづく勅令「重要産業団体令」(一六年勅令 八三二号)による統制会も、一八年の「商工組合法」(同年法 五三号)による統制組合も同様であった。

ただ国内品の中、医薬品については、その製品の性質上、日本薬局方登載の一定規格の成分構成を保有することの強制が存したことは言うまでもないが、化学肥料、農薬などの分野についても、製品規格の保持の強制が現われたことだけは特記すべきであろう。(二)

しかし、以上を要約するならば、わが国の粗悪品取締は、主として輸出品を中心に行われたのみで、国内消費の製品に対するそれは、極めて少数の特殊の生産品に限定されたものに過ぎなかったと断じ得る。すなわち、この期においては、国内の消費者保護の政策は、未だ目立った動きを示さなかったことを現わすものと言えよう。

(一) この医薬品並びに農薬、化学薬品などの規格、品質の正確保持については、拙稿「技術に対する法的統制」法政研究二五巻 二一四合併号一二二頁以下参照。

三 標準化規制

次にわが国における技術水準の向上への法律制度的努力は、製品の標準化運動という形態をとったようである。

これは一つには広義の国防経済において、更に戦時経済において、その保有する原材料の合理的、目的重点的な使用という点から、その標準製品化の努力が、生産力増強の要請と結びついて現われたものと言えよう。この意味のもの、そのおかれた経済的環境を同じくした独逸においても、とりわけナチス政権樹立以後の時期に著しかった。そして全く異なった意味で、ソ連や中共の如き、社会主義又は共産主義経済の下に、計画経済を遂行する諸国においても現われる規制でもある。

しかして、もう一つは、総力戦、特に航空機という消耗品戦争の下においては、その航空機生産の総合工業性から、部分品標準化などの要請にもとづくものであった。この点では、独のみではなく、英、仏などにおいても、更に原材料物資に恵まれている米国においても言えるところであった。

すなわち戦時中のもので、この意義を持つ規制をしたものの著しいものをあげるならば、揮発油アルコール混用法（二二年法）、米穀搗精制限令（一四年一月、勅令七八九号）、更に輸出入品等臨時措置法（二二年九月、法九二号）にもとづく、棉スフ混用規則、毛製品ステープルファイバー等混用規則などが、この著例と言えよう。

しかし、わが国については、終戦後においても、敗戦の混乱の上に、そして国内工場その他の生産設備の戦災による生産力低下のため、国民の生活物資の不足が著しく、配給統制を不可欠としたため、戦時中と同様の理由による規格統制を不可欠とした。

しかし、この趣旨の統制は、漸く不要化した時期に、改めて、戦時中の技術交流の杜絶から来ていた生産技術上の著しいおくれが痛く現われ、重要原材料を輸入するための国際資金を獲得する必要性にも拘らず、国際商品として輸出伸長を期する製品を創り得ない状態に直面し、昭和二四年に「工業標準化法」（同年法一八五号）を制定して、工業標準の制定によって、「鋳工品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の

合理化を図る」(二条)ことにして、日本工業標準調査会の議決を経て、工業標準を制定し(二条)、又、改正廃止もし(一条)、その規格適合のものにこの表示を(日本工業規格)を認めるものである(一条)。

ただ、戦後の化学繊維の著しい発展に伴い、「繊維製品・品質の正しい表示の実施を図ることによって、一般消費者の利益を目的として」、繊維製品品質表示法(三〇年法)が制定され、生必的製品について、品質表示を強制するに至ったことは、重要な法規制と言えよう。

又一般に、わが国の企業の合理化を促進するための法的措置として制定された昭和二七年の「企業合理化促進法」(同年法)も、この方向への一途を為すものと言えよう。

更に特に急速にその技術進行を促進すべき必要の著しい分野についての特別措置を講ずることになり、三一年に「機械工業振興臨時措置法」(同年法一)、「電子工業振興臨時措置法」(同年法二)を制定するに至ったが、例えば前者においては、その振興のための措置として「生産技術向上のための基準の公表」(同法一)の制度をおく如きこの著例と言えよう。

又前項において述べたと同様の理由により輸出品の検査を強行するために、三二年に従前の輸出品取締法に代えて制定された「輸出検査法」も、この標準化による品質確保のための規制を、その重要な規制の一として加えていることも附記すべきであろう。

なお、高度の技術機械、大容量の機械施設の安全確保のための標準化、更にその安全規格のための検査制の確立も著しく進んだことは勿論、家庭用の電気器具などの検査制も、極めて広く実施されていることは、これ又周知のところ(一)に属しよう。

そして、高度の技術操作に伴う安全確保と能率増進のために、極めて多くの分野について、それに従事する人の技

術免許制が、多く且つ細分専門化して設けられるに至ったところにも、この要請への間接的な裏付が行われつつあるものと見得るかと考へるものである。^(一一)

(一) この如き機械、器具に対しての検査制による規制の実情については、拙稿、前掲、法政研究二五卷二―四合併号一二二頁以下参照。

(二) 戦後著しく制定創設された技術免許制度の実情と批判は、拙稿、前掲一一八頁以下に述べたところに譲る。

四 高度技術水準の維持の義務化

わが国の技術水準の一般的なおくれを取戻さすためには、特別業法を制定して、その企業を国家援助することもやむを得ないが、そのために極めて少数の企業のみを創設を認め、その反面、その特権企業者に、正面から一定の国際的技術水準の維持を、不断に行うべきことを義務付ける動向を発見するようになったことは、最も注目すべき点であろう。^(一二)

すなわち、昭和二五年の「火薬類取締法」^(同年法一)の第九条が、その製造施設及び製造方法について一定の技術上の基準の維持を強制し、又二六年の「高压ガス取締法」^(同年法二)の第一条及び第一二条も、同趣旨を規定したことに始まるが、未だこの両法の場合は、その危険物たるところから、操業過程における安全性確保のための一定の技術水準の維持を要求する面が強いと言えよう。しかし二七年の「航空機製造法」^(同年法二)の第二条ノ九、更に二八年の「武器等製造法」^(同年法一)の第九条一項に至ると、明白に前記の如き国際的な技術水準の維持を義務化したものが見れるのである。特に航空機製造法第二条ノ九第二項は、主務大臣にその水準以下の特定設備を修理し、又は改造すべきことを命令し得るものとしていることは、注目すべきであろう。又二五年の「造船法」^(法一二)の八条も、主務大

臣に、技術に対する勸告権を定めている点も、他の事業法における事業改善命令の権とは（例えば、道路運送法三三條、海上運送法一九條など参照）異質的なものと見得るのである。しかしこれ等のものも、設置時又は許可時の技術水準の維持を義務づけたに止まり、不断の国際水準の進歩に追隨することまでも義務化してはいないのである。

このような技術の国際的水準の維持の要請は、三四年制定の新「特許法」による発明の特許登録に際して、わが國のみではなく、世界各国におけるそれをも審査した上で、初めて特許権設定を認めることと改正したことも、時宣を得た改正とすべきものと信じたい（特許法二九條一項三號参照）。

そして、更に前項に指摘した高度の技術免許制の拡充も、この裏打として役立つことを附記したい。

(一) この新しい立法的動向についての指摘は、拙稿、前掲、法政研究二五卷二一四合併号一一四頁以下、同上、經濟法二号一五頁以下に既に行つたところである。

五 　　む 　　す 　　び

以上によつて、わが國の産業技術水準の向上のために、明治以来とられてきた法的措置を分析し、吟味して、その動きを跡づけて見たのであるが、最近の新しい動きとしての、技術水準維持の義務化も、単なる歌い文句と化させては意味がない。とりわけ競争企業者の創設を抑えるためのマジナイとして利用されるようなことがあってはならぬ。それには、強力な技術査察制度が確立されて、業者の技術向上の努力の怠慢を不断に督励する制度が緊要であり、更にできれば、一定の重要産業分野の企業には、その企業収益の一定パーセンテージを、その技術研究費に注入することを、法をもって義務づける位の強力措置をとるべきであると考えられる。もちろん、そのような企業収益処分の利益については、法人税法上、全額免税の扱いとすべきであらう。

それと共に、わが国の發明奨励、更に發明家の育成と、その援助に思い切った措置が必要であり、とりわけ、その特許を受けた發明の実用化を、実験し、改善工夫するための試験工場を国家及び府県が維持経営することが必要である。^(一) 他面その發明者の生活を保障し、次の發明に専念させるために、一定の審査機関によって、査定した一時報賞金の支給を考慮すべきことを提案したい。^(二)

又既述した三二年の「技術士法」^(同年法一) ^(二四号) の如き制度の拡充と共に、一般的な技術者優遇の途を講じ、とりわけ若い技術陣の大幅な養成のために重点を注ぐべきことを痛感するが、最近のわが国の技術的企業に一流行となつてゐる取締役員に技術者を支配的に入れることをもつて、技術尊重と考へている如き愚は、断然避けるべきであると信ずる。取締役は、会社の商業的、経営的才能を主とすべきもので、技術の問題は、生産行程の問題である。もちろん、高度の技術革新時代における経営には、専門技術面からの見通しも、不可欠であるため、少数の技術陣を取締役員に送り、取締役会の運営に常時この面を考慮せしめることは必要であるが、その取締役員の大半を技術者をもつて、うめてゐる企業に猛省を促したい。

(一) この目的で、既に昭和三三年法二〇七号「工業技術院設置法」がおかれてゐるが、全国に僅かに七カ所のものが、工業生産関係として存するのみである。

(二) 技術上のおくれを取戻すために、異常の努力を払つてゐるソ連では、この方向の施策を行つてゐるが、わが国でも戦争中、特許権又は実用新案権を、総動員業務を行う者のために公開制を採用したことがある（国家総動員法一四條）。その補償制度も用意したことはもちろんである（同法二七條）。尚、原子力基本法一七條は、原子力に関する發明につき、特別措置を定め、同法一九條に奨励金又は賞金を与え得るものとしてゐる。